

## 噴火時等の避難に係る火山防災対策懇談会の開催について

### 1. 趣旨

我が国には110の活火山があり、これまで数多くの火山災害に見舞われている。

このため、火山防災対策の更なる充実強化を図ることを目的として、「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」を開催し、「気象庁が発表する火山情報の改善」と「住民等の避難体制の構築」について検討を行い、平成20年3月に「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」を取りまとめたところである。

火山災害は、噴火の予兆をとらえることができれば、噴火警報の発表や住民の避難誘導を行うことができるという特徴があり、平常時より、緊急時を想定した火山防災体制を構築しておくことが不可欠であるが、火山の噴火は頻繁に起こるものではないことから、火山防災に対する地方公共団体や住民の意識は必ずしも高いとはいえない。また、火山の噴火事例が限られることから、火山防災について知見を有する専門家も限定されている。こうしたことから、火山防災対策の充実強化の必要性は認識しつつも、その体制構築が進んでいるとは言い難い状況にある。

そこで、「噴火時等の避難に係る火山防災対策懇談会」を開催し、各地域における火山防災体制の構築の状況をフォローアップするとともに、その取組を促進することとする。

### 2. 主なテーマ

- ・噴火警報・噴火警戒レベルの発表状況等のフォローアップ
- ・火山防災体制の構築状況の把握
- ・火山防災体制の構築支援のあり方 等

### 3. 事務局

内閣府（防災担当）、総務省消防庁、国土交通省砂防部、気象庁

#### ※「指針」を踏まえた関係省庁の取組

- ・関係者の調整がとれた火山から噴火警戒レベルの運用を開始（H19.12～）
- ・火山防災エキスパート制度の運用を開始（H21～）
- ・「火山防災対策の推進に係る検討会」の開催（H23.1～H24.3）  
→「避難計画策定の手引」の作成
- ・防災基本計画を修正し「指針」に基づく火山防災体制の構築の必要性を明記（H23.12）